

京都市告示第 267 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年10月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
このレディースクリニック	右京区龍安寺西ノ川町 3番地の33	平成19年10月1日
木屋町近藤歯科医院	中京区鍋屋町216番地	平成19年9月1日
出口歯科医院	中京区下八文字町690番地	平成19年10月1日
ポプリ薬局上立売店	上京区作庵町522番地	平成19年9月1日
(社) 京都保健会訪問看護ステーション優歩	右京区西院下花田町21番地	平成19年8月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)